

物 件 調 書

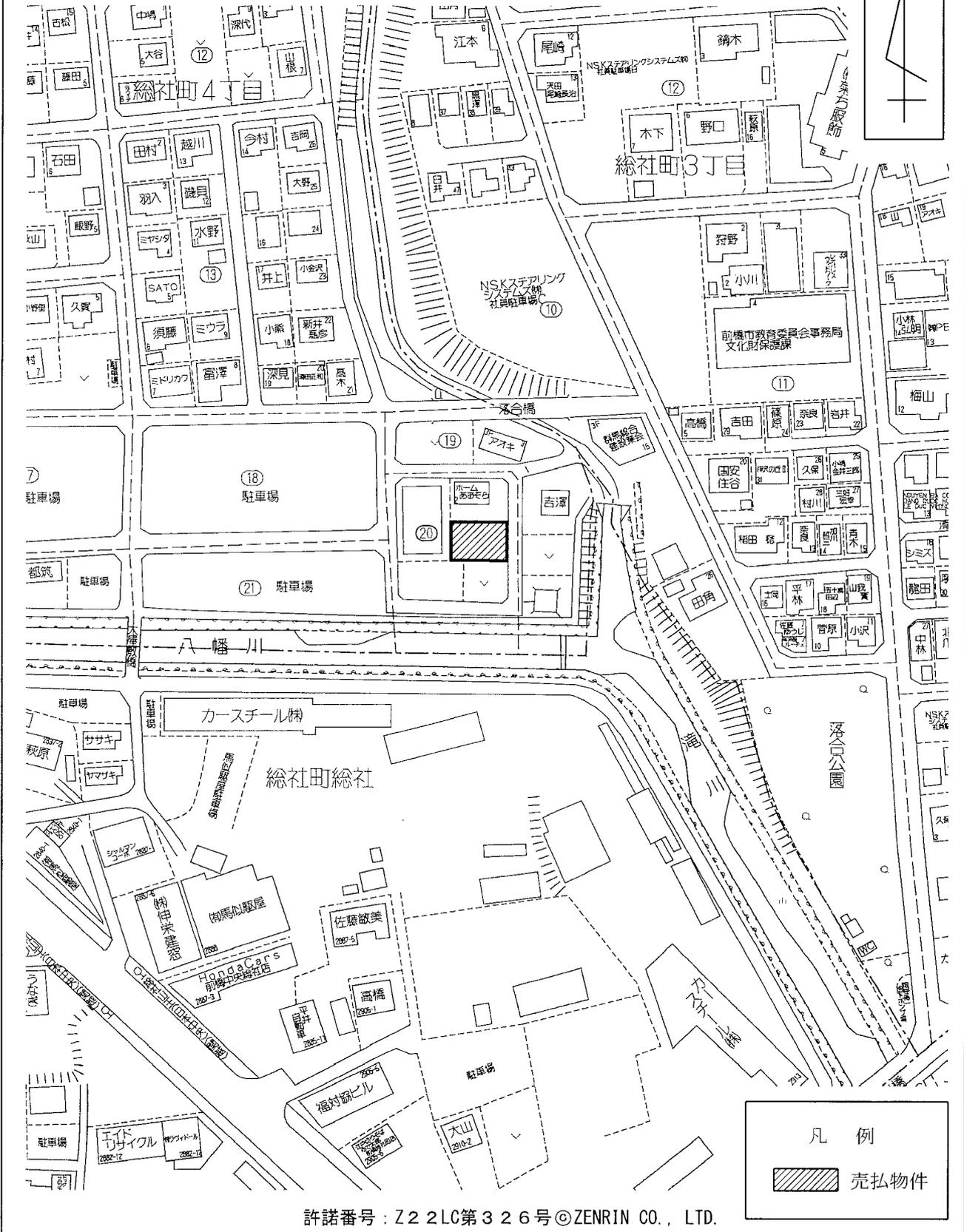
物件番号	0049	最低売却価格	6,890,000円
------	------	--------	------------

所在地	群馬県前橋市総社町4-20-3		
住居表示			
現況地目及び面積等	宅地	184.42 m ²	工作物 ー
			立木竹 ー
登記記録	地番	20-3	
	地目	畑	
	数量	184m ²	
記載事項	地番		
	地目		
	数量		
接面道路の状況	東側	舗装市道	幅員約 4.0 m (法第42条第1項第1号道路)
法令に基づく制限	建築基準法	市街化区域	
		用途地域	第二種中高層住居専用地域
		地域・地区	地区計画区域
		建ぺい率	60%
		容積率	200% (道路幅員による制限あり)
		高度制限	指定なし
	防火指定	指定なし	
その他	都市計画法第58条の2・3 (大屋敷地区地区計画) 建築基準法第22条 (屋根) 農地法第5条 (転用を伴う権利移転の届出) 文化財保護法第93条 (No. 0118前橋市0118遺跡) 景観法第16条 前橋市景観条例 都市再生特別措置法第88条・第108条 (立地適正化計画) 河川法第55条 (河川保全区域) 水防法第15条 (浸水想定区域) 前橋市大屋敷地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例		
			*別葉「補足説明事項」参照
私道の負担等に関する事項	私道負担	無	負担の内容
	道路後退	無	負担の内容
供給処理施設の概要	供給処理施設	配管等の状況	施設整備状況
	電 気	接面道路配線 有	ー
	公営水道	接面道路配管 有	無
	公共下水道	接面道路配管 有	無
	都市ガス	接面道路配管 無	未定
交通機関	鉄道等	JR上越線 群馬総社駅の南東方 約1.7km 徒歩22分	
公共施設	元総社市民サービスセンター	市立総社小学校	市立第六中学校
参 考 事 項	<ul style="list-style-type: none"> ・越境物の状況については「概要図」のとおりである。 ・本地の越境の状況には、越境物又は工作物に関する「確認書(1件)」があり、閲覧可能である。(詳細は、入札案内書「18. 特約条項及び資料の閲覧」参照。) ・「大屋敷地区地区計画」の概要は次のとおりである。 <ul style="list-style-type: none"> (1) 建築物の用途の制限 (2) 建築物の敷地面積の最低限度は200平方メートル (3) かき又はさくの構造の制限 (4) 建築物等の意匠形態の制限 ・本地は、土地地区整理事業により換地処分されて敷地面積が200平方メートル未満になったため、地区計画における最低敷地面積の規定は適用されない。(前橋市建築基準法事例集6-3参照。) ・本地は、立地適正化計画における居住誘導区域及び都市機能誘導区域外のため、本地で一定規模以上の開発、建築行為、及び一定規模以上の誘導施設の開発、建築行為を行う場合には前橋市に届出が必要である。 ・本地は、前橋市ハザードマップにおいて、浸水想定区域に該当している。(詳細は、入札案内書「18. 特約条項及び資料の閲覧」参照。) ・地下埋設物調査(ボーリング調査)の結果、本物件においては、コンクリートガラ等の地下埋設物の存在が確認されている。(詳細は、入札案内書「18. 特約条項及び資料の閲覧」参照。) ・なお、埋設物はボーリング調査の結果によるものであるため、調査地点以外から異なる埋設物が出る場合がある。 ・本地の南方約9mには高圧線が通っており、本地の南東方約10mには、高圧線鉄塔が存在するため、建物建築の際は、東京電力(株)と事前協議が必要である。 ・本地の一部は、河川保全区域に所在しており、土地の掘削、建物の建築等を行う場合は、前橋土木事務所の許可が必要である。 		

※ 物件調書は、入札参加者が物件の概要を把握するための資料ですので、必ず入札参加者ご自身において、現地及び法令に基づく諸条件についての調査確認を行ってください。なお、物件調書は、売買契約書の添付書類となります。

周 辺 図

群馬県前橋市総社町4-20-3



許諾番号：Z2 2LC第3 2 6号 ©ZENRIN CO., LTD.

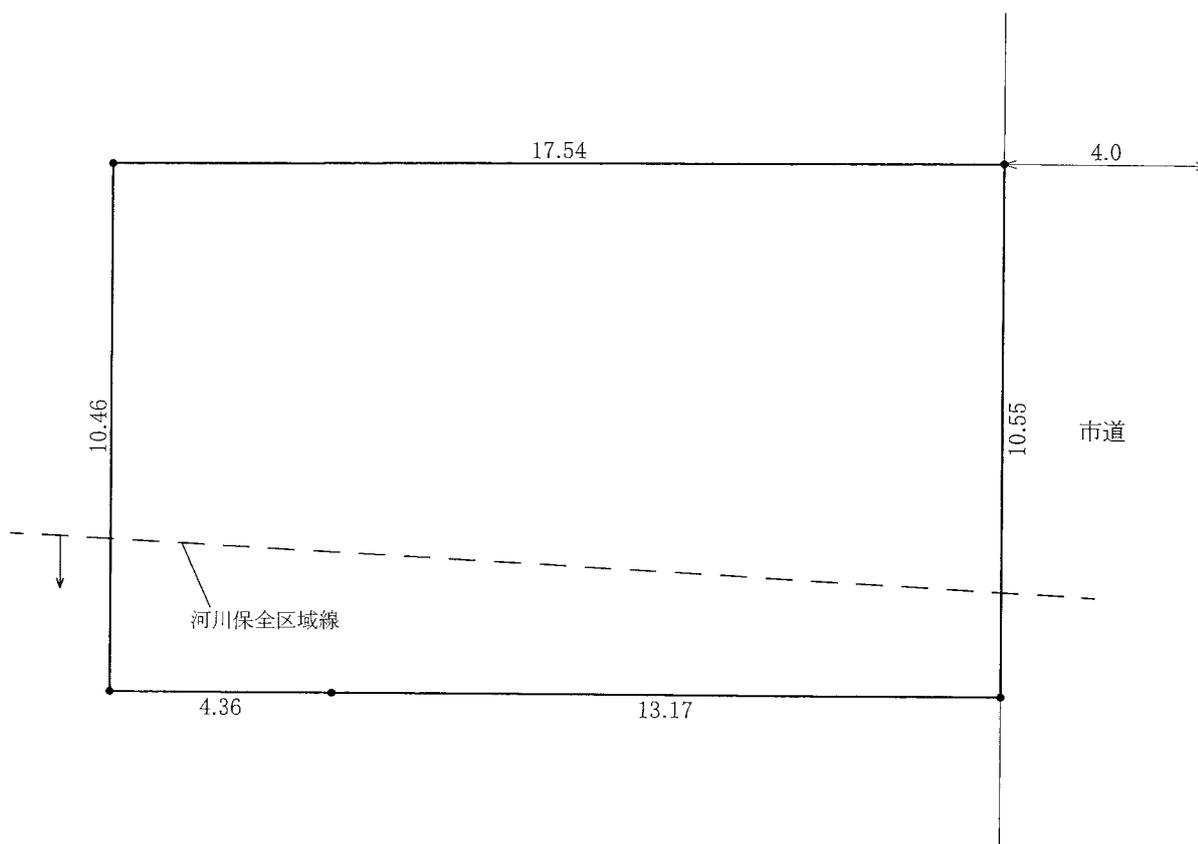
※ 現在の周辺状況と異なる場合があります。

物件番号

0049

明 細 図

群馬県前橋市総社町4-20-3

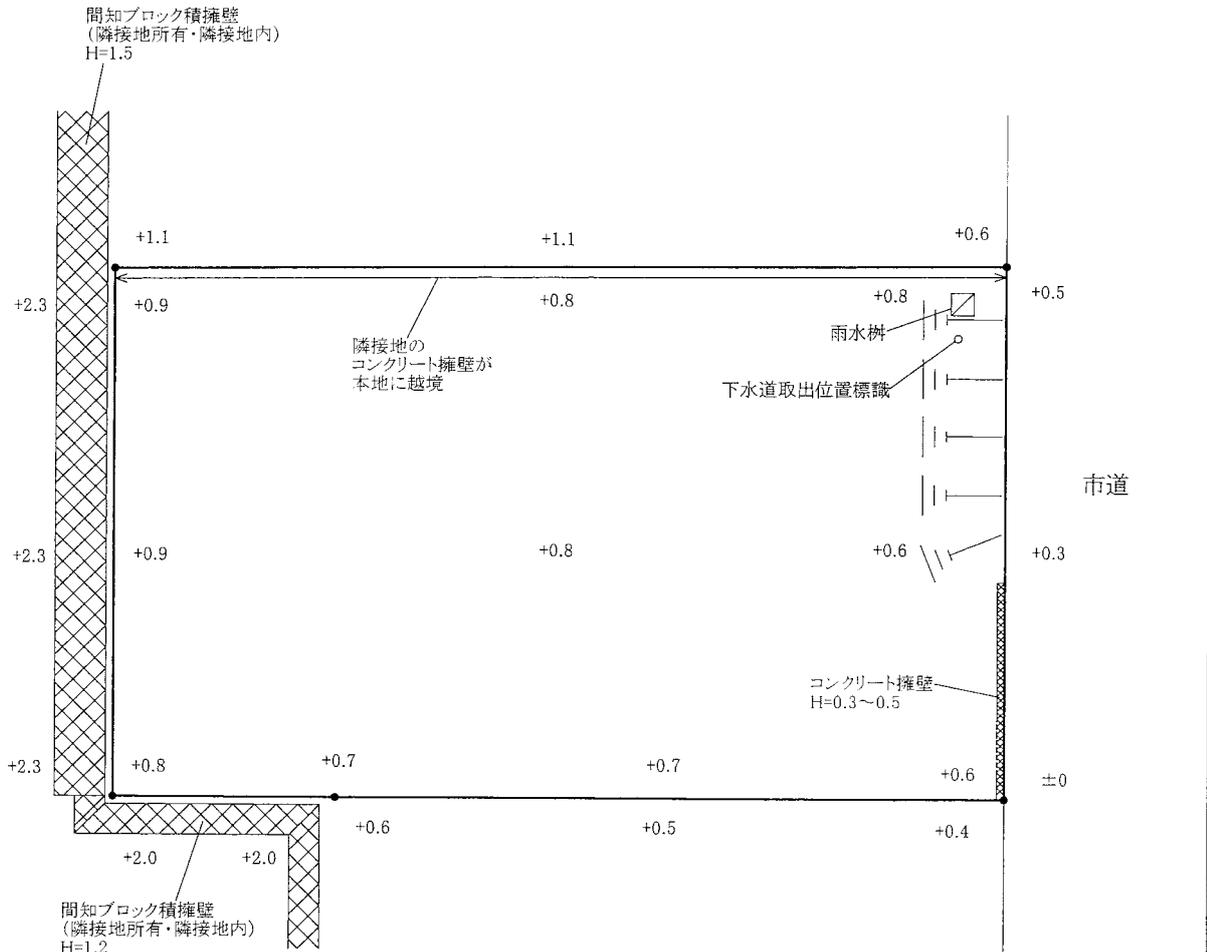


単位：メートル

※ 法令等に基づく区域指定線等については概略線であり、必ずご自身において関係機関にご照会ください。

概 要 図

群馬県前橋市総社町4-20-3



凡 例

	擁壁 (土留)
	法地

単位：メートル

※ 工作物や樹木の越境等については、極力概要図に記載しておりますが、現況と相違している場合、現況が優先します。物件は、現状有姿の引渡しとなりますので、必ず入札参加者ご自身において現地等の調査確認を行ってください。